

## 申請の手引き

申請書名	都市公園占用許可申請書
申請時注意事項	提出部数 2 部（正本・副本各一部ずつ） <a href="#">都市公園占用許可条件のとおり</a>
添付書類等	位置図等の関係書類
手数料	<a href="#">別紙のとおり</a>
問い合わせ先	まちづくり課 都市整備班 電話番号 496 - 1171 内線 154・155

## 都市公園占用許可条件

1. 許可を受けた内容を変更しようとするときは、酒々井町都市公園条例（以下「条例」という。）第3条第3項の規定により、変更の許可を受けなければならない。
2. 公園の占用物件は、常に維持管理を良好に行うこと。
3. 公園の管理上又はその他の理由により移設・撤去が必要と認められる場合には、申請者の負担において処理すること。
4. 工事に起因して事故等が発生した場合は、速やかにその処理に努めるとともに、都市計画課に報告すること。また、これにより生じた補償・損害等の処理については申請者の責任において解決すること。
5. 公園の占用に係る工事を行うときは、事前に都市公園内占用物件に係る工事届を提出すること。
6. 工事を完了したときは、速やかに都市公園占用工事完了届を提出し、検査を受けること。
7. 公園の占用を廃止したときは、速やかに原形復旧を行うとともに都市公園占用廃止届を提出し、検査を受けること。
8. 夏祭り等に係る公園の占用については、後片付けを十分に行い発生したゴミ等は申請者の責任において処分すること。
9. 他の団体から施設使用の申し出があった場合は、特に支障のない限りその使用を承諾すること。
10. 以上の条件を怠った場合は、許可を取り消すとともに原形復旧を命ずることがある。

酒々井町まちづくり課都市整備班

496-1171 内線154

1.公園占用料(酒々井町都市公園条例第12条第3項)

区	分	単 位		金額(円)	摘 要
電柱	本柱	1本	1年	150	
	支柱、支線、支線柱	1本	1年	150	
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも	口径8cm未満 のもの	1m	1年	100	
	口径8cm以上 のもの	1m	1年	190	
	口径30cm以 上のもの	1m	1年	290	
通路、鉄道、軌道、公共 駐車場、防火用貯水槽そ の他これらに類する施設 で地下に設けられたもの		1m <sup>2</sup>	1年	150	
競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに類 する催しのため設けられ る仮設工作物		1m <sup>2</sup>	1日	8	
工事用仮囲い、足場、詰 所その他工事用施設		1m <sup>2</sup>	1月	130	
土石、竹木、瓦その他の 工事用材料の置場		1m <sup>2</sup>	1月	130	
変圧塔、鉄塔、送電塔		1m <sup>2</sup>	1年	130	
架空線、地下ケーブル		1m	1月	6	
その他の物件又は工作 物		1m <sup>2</sup>	1月	18	

備考

- (1)占用料が1件100円未満のときは、100円とする。
- (2)占有面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとし、長さが1メートル未満のときは、1メートルとして計算する。
- (3)月額をもって定めているものについて占有期間が16日以上1月未満のときは、1月分の額とし、15日以内のときは、1月分の半額とする。
- (4)年額をもって定めているものについて占有期間が端数の月を生じたときは、月額で計算する。